

後期高齢者の保険料を一部見直します

後期高齢者医療制度では、高齢化の進展や医療の高度化などにより、医療費が年々増加しています。そこ で医療費に見合う保険料収入を確保し、制度の安定的な運営を維持するため、特例として実施している軽減 制度を、今年度から本来の軽減水準に段階的に見直します。

対象者の所得要件	均等割の軽減割合			
(世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	本則	令和元年度	令和2年度	令和3年度
〔平成30年度における8.5割軽減の区分〕 33万円以下		8.5割	7.75割	7割
〔平成30年度における9割軽減の区分〕 うち、世帯の被保険者全員の年金収入の控除額を 80万円とした場合で、所得が0円になるとき	7割	8割	7割	

- ※9割軽減の対象であった方は、年金生活者支援給付金の 支給や介護保険料の軽減強化といった支援策の対象となり ます。(ただし、課税者が同居している場合は対象となり ません。また、年金生活者支援給付金の支給額は納付実 績に応じて異なります。)
- 8.5割軽減の対象の方は、年金生活者支援給付金の支給 の対象とならないこと等を踏まえ、激変緩和の観点から、 1年間に限り実質上8.5割軽減を据え置きます。



保険料均等割額の軽減範囲が一部拡大されます

(被保険者とその世帯の世帯主の総所得金額等が、次の計算式を超えない方)

■ 均等割額が2割軽減される方

(改正前)「基礎控除額(33万円)」+「50万円×世帯の被保険者数」 (改正後)「基礎控除額(33万円)」+「51万円×世帯の被保険者数」

■ 均等割が5割軽減される方

(改正前)「基礎控除額(33万円)」+「27.5万円×世帯の被保険者数」

(改正後)「基礎控除額(33万円)」+「28万円×世帯の被保険者数」

新しい保険料額は7月に郵便でお知らせします。

滋賀県後期高齢者医療広域連合のホームページで保険料額の試算ができます。

広域連合ホームページ: http://www.shigakouiki.jp



保険年金課 後期高齢者医療係 ☎69-2142 図 63-4618



2024年、滋賀県で開催する 国スポ・障スポの愛称・スローガン決定

1万点を超える応募の中から愛称およびスローガンを決定し、ロゴデザインが決まりました。

湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA輝く国スポ・





第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会 (滋賀県文化スポーツ部国スポ・障スポ大会課内)

☎077-528-3321 **☎** 077-528-4832

大会専用HP QR⊐−ド®

甲賀市では、以下の競技が実施されます。

【 国民スポーツ大会正式競技 】

軟式野球	成年男子	甲賀市民スタジアム	
ゴルフ	少年男子	ベアズパウジャパンカントリークラブ	



高等学校野球 軟式 甲賀市民スタジアム





▶田んぼアート イメージ図

社会教育スポーツ課 国体・全国障害者スポーツ大会推進室 ☎69-2253 図 69-2293

水の未来に、声を上げろ

-ベント「イナズヶ月に草津市で開

しかい田んぼア

お茶付き

8時30分受付

観光企画推進課 観光振興係 ☎69-2190 🖾 63-4087

広報 こうか [No.332] 2019. 5. 1